

議案第55号

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月10日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立中町幼稚園及び世田谷区立池之上小学校の位置を変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例

世田谷区立学校設置条例（昭和39年3月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表1の部世田谷区立中町幼稚園の項中「中町四丁目38番21号」を「深沢五丁目11番5号」に改め、同表2の部世田谷区立池之上小学校の項中「北沢四丁目32番20号」を「代沢二丁目42番15号」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表2の部世田谷区立池之上小学校の項の改正規定 令和6年8月1日
- (2) 別表1の部世田谷区立中町幼稚園の項の改正規定 世田谷区教育委員会規則で定める日